



DV環境での子どもの困難を考える

阿南市女性支援相談員

中川 葉子 さん

1 はじめに

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法が施行されて20年が経ちました。配偶者等からの暴力とは殴る・蹴るといった身体を傷つける行為だけではなく、怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為の強要などの性的暴力、行動の監視や制限などの社会的暴力についてもDVに当たるということが、広く知られるようになってきています。

さらに、平成16年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正では、子どもの目前でDV行為は、心理的な児童虐待に当たることが明確化されました。子どもに直接手を上げ

てはいなくても、家庭で暴力を見たりに聞いたりする環境に子どもを置くことは、虐待と見なされるということなのです。

2 子どもへの影響

DV環境に置かれた子どもには、心や身体にどのような影響が表れるのでしょうか。

生活面では、いつ暴力が起きるのかという不安、周りに相談できない孤立感などを心に抱え、ひきこもりや不登校状態になることがあります。ストレスからの頭痛や腹痛など体調不良を訴えても、DVの影響が見過ごされると、甘えや怠けといった子ども自身の問題だと見なされることもあり、自責感や自尊心の低下にもつながります。学校に通えていても、暴力にさらされた時期の学習が抜け落ち、長期にわたり学力に影響が出る場合があります。集中力の低下や落ち着きのなさから、発達障害と混同されることもあります。

精神面では、日常的にDVに接する中で、「気に入らないことは暴力で解決すればよい」と誤った価値観を学び、人間関係に悪影響となることがあります。暴力が身近にあると、小さな子どもでも家庭内の力関係を本能的に察知し、加害親の顔色をうかがうことで、自分の身を守ろうとします。緊張状態が続く中で、健やかな発達に欠かすことのできない、

のびのびと自己表現する機会は失われていきます。

「自分が何とかしよう」と家族間の橋渡し役を意識して、明るく活発に振る舞う姿が見られることもあります。しかし、さまざまな感情を抱えながら、加害親の機嫌を取り、被害親を慰め、きょうだいを暴力から守りながら世話をする生活を想像してみてください。このような状況の子どもは、加害親であつてもかばおうとする葛藤や、相談しても守ってもらえないのではという不信感を抱え、問題が表面化するまでに時間がかかることが多くあります。接する機会があれば「暴力はあなたのせいではない」「今起きていることや、あなたが感じたことは、抱え込まずに話していい」ということを伝えられたらと思います。

3 コロナ禍での影響

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ここ数年で生活が大きく変わりました。コロナ禍以前は、一日の大半を学校などで過ごし、親は仕事に出掛け、顔を合わせるのは夜の数時間だけという中で、何とか心折れずに折り合いを見つけてきた子どもがいたかもしれません。しかしコロナの影響で、一斉もしくは断続的に休校措置が取られ、学校だけでなく部活や塾も休みとなった上に、親が在宅ワークとなるなど、同じ空間

で過ごさざるを得ない時間が長くなっています。大人も子どももステイホームを強いられる中、家が安心できる場でない子どもがどんな思いでいるかと思うと、胸が詰まります。

4 私たちにできること

子どもには、安全な場所で安心して育つ権利があります。あなたの身近にいる子どもは、感情を出せているでしょうか。我慢することが当たり前になつていないでしょうか。嫌なことを嫌と言っているでしょうか。平気そうに見えても、無意識のうちには気持ちを抑え込んでいることでもあります。声を上げることができなくても、サインを出しているかもしれないかもしれません。もしかして“という気持ちで、声にならない声を感じられるようにしたいものです。

DVは決して他人事ではなく、身近なところで起こっています。被害者が実際に相談するまでには何度も迷い、ためらうことが多いです。私たち一人ひとりが、“どのような場合でも暴力は許されない”ことを当たり前とし、地域や社会全体で暴力をなくそうと意識していくことで、被害を受けている人が一歩踏み出す力につながればと願います。

問い合わせ

人権・男女共同参画課

☎ 22-3094